

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

有償運送法許可の準備期間(重点指導期間)が延長

- 4 月から許可取得の有無のみを理由に告発されることはない -

国土交通省は、2月8日に福祉有償運送を登録制や対象をセダン(自家用車両)に拡大する等とした道路運送法改正案を通常国会に上程したのに伴い、許可取得のための準備期間(重点指導期間)を今年3月から9月末へ延長することを決め、3月23日、各都道府県に通知しました(別紙)。

4月以降、ボランティアによる福祉有償・無償運送だけでなく介護保険事業所による介護移

送も、許可を取得していないことだけの理由で告発(または行政処分)等をうけることはありません。

改正案では、すでに道路運送法80条許可をうけた団体は、経過措置で登録を受けたものとみなす予定であることから、国交省は、地方自治体やボランティア等に対し、法施行前の許可取得にむけた努力を引続き促すことにしています。



4 月からの

「障害者施策」と「介護保険」の移送サービス

多くの障害者団体が定率負担の導入に反対してきた障害者施策の「障害者自立支援法」と、介護保険制度見直しにより創設された「新予防給付」サービスが、それぞれ4月からはじまります。透析患者など腎機能障害者の通院介護は、その多くが介護保険のホームヘルプサービスによって支えられています。要介護度が高く介護保険の限度額を超えるような場合に、その超えた分を障害者施策(3月までは支援費)のホームヘルプサービスを活用することがあります。また、65歳未満で介護保険の「特定疾病」に該当しない要介護透析患者の場合も、障害者施策のホームヘルプサービスで通院介護が受けられる場合があります。

障害者自立支援による移送サービス

障害者施策の「支援費制度」によるヘルパ一通院介護は、4月から「障害者自立支援」へ移行し、サービス内容に変更はないものの利用料は1割を負担することになります。ホームヘルプサービスの報酬基準は介護保険のものとはほぼ同額で、30分未満の「身体介護」を受けた場合で自己負担額(1割)は230

円(230単位×10円×1割)、「通院等乗降介助」で99円(99単位×10円×1割)になる見込みです。

低所得者など所得により負担上限額(月額)が設けられていますが、10月から新たに導入される「障害程度区分」によって、区分ごとの利用負担上限額が設定されること

から、秋以降、区分上限額を越えたサービスを利用した場合にはその分を全額自己負担しなければならず、通院介護でヘルパー利用回数の多い透析患者にとって障害者施策の通院介護も負担増は避けられません。

また、視覚障害者が外出するときの移動介

護のガイドヘルプサービスは、4月から利用料の1割を負担することになります。10月から「地域生活支援事業」の「移動支援事業」に移行され、市町村が利用負担額をそれぞれ決定することになるため、地域により負担格差が生じることが懸念されます。

介護保険（新予防給付）による移送サービス

新設された新予防給付が4月からはじまります。新予防給付の訪問介護（ホームヘルプサービス）に「通院等乗降介助」（100単位）は対象とならなかったことから、「要支援」に認定されると「通院等乗降介助」が利用できません。通院介護でこの「乗降介助」が利用できないと、単価の高い「身体介護」

でヘルパーを利用するか、介護保険事業者との自由契約により介護料や車の運賃を全額実費負担して介助を受けることとなります。

また、新予防給付の訪問介護に定額制が導入されたことから、利用限度額を超えた分のサービスは全額自己負担となり、通院費用の負担が重くなります。

全腎協理事会が 今後の通院介護支援事業について議論 -「有償」移送転換サポート案を提示-



2月11・12日、全腎協理事会は1月に行った国交省との懇談内容（ガソリン代程度の利用料による「無償」運送は認めないなど）をうけ、今後の通院介護支援事業の方針について話し合いを行いました。

理事会では、「無償」による送迎事業の展開が今後厳しくなり、「有償」への転換が必須であること、そのための「有償」展開サ

ポートとして、法人格取得のための研修やボランティア運転研修の助成を行う、などの意見が提案されました。

しかし、「有償」運送の条件となる法人格の取得について、独自取得または社協など関係団体の傘下による事業展開が実質困難な団体に対しては結論が出ず、引続き対応策を検討していくこととなりました。

各地のトピックス

松本市の福祉・過疎地有償運送「運営協議会」に 長野県腎協が利用者代表として参画

松本市は、1月「福祉有償運送」とバスやタクシーなど公共交通機関の空白地域での「過疎地有償運送」のための運営協議会を設

置し、長野県腎協の田口広報部長が利用者代表として運営委員の委嘱を受けました。

県腎協事務局によると、委嘱されるきつか

けとなったのは、12 月に開いた県腎協の運営委員会の講習会でのこと。透析患者に重点をおいた介護保険制度について講師を勤めた市担当者から、福祉有償運送の運営協議会を発足する話があり、その場で運営協議会の運営委員に透析患者などの利用者選出を要請したそうです。後日早速、市から委嘱依頼

がきたとのことでした。

長野県腎協では患者会による送迎サービスなど通院支援事業は行っていないが、今回の委嘱も日頃から行政や関係団体に、透析患者の通院状況などを含めた実態を機会あるごと理解を求めて活動してきた成果ともいえます。

送迎ボランティアを止めるわけにはいかない！

－ステップ福岡が「有償」運送におけ活動転換を決定－

1 月 24・25 日、NPO ステップ福岡は「有償」移送への転換の是非などをめぐってボランティアと話し合いを行いました。

「有償」運送の許可を受けた場合、運転研修や任意保険など運転ボランティアに課せられるものが多く、事務局では多くのボランティアが「有償」への事業転換を敬遠するのではないかと危惧していました。しかし、話

し合いの席上「これまで皆で支えてきた活動を制度が変わるからといって止めるわけにはいかない」「患者さんが期待している。裏切ることには出来ない」などの熱い思いがボランティアから挙がり、「有償」移送へ転換し今後も活動を継続していくことが決まりました。



ポイント

道路運送法改正案で今までの「無償」ボランティア送迎活動が縮小する懸念

改正案については、前号の資料①でご案内したとおりですが、何がどうかわろうとしているのか、法改正のたたき台となった国交省の「NPO 等によるボランティア有償運送検討小委員会報告書」からその概要を挙げてみます。(http://www.mlit.go.jp/jidosha/iinkai/tiikikoutu.pdf で公開)

1 法的位置づけの明確化

福祉有償運送が、道路運送法 80 条第 1 項の例外許可から新たな規定（条項）として、法的位置づけがさらに明確化されます。福祉有償運送が移動手段の一つとして公的に位置づけられたことは、移動困難者の移動の重要性・必要性が社会的に認められたことを意味します。

しかし、有償運送を展開するには、タクシー営業に近い利用者の安全確保のための様々な手続や研修が必要で、全腎協が展開するほんの数人の小さなボランティア送迎団体にとっては、よほどの強い使命感、社会的責任を果たす覚悟がなければ活動継続は困難なものといえます。活動停止に追い込まれることが危惧されます。

2 運営協議会の役割

福祉有償運送の必要性や安全性の確保、旅客の利便確保方策を関係者間で協議するとともに、新制度の登録を受けた NPO 等の活動実態について把握し、安全や利便の確保の観点からフォローアップする役割を担うことになります。

3 登録（更新）制の導入

タクシーの事業許可よりも行政の関与の度合いの少ない登録制が導入されることとなります。輸送の安全性、旅客利便の確保措置が適正か定期的にチェックするため更新制をとる予定です。

4 自家用車両の拡大（セダン特区の全国展開）

人的介助、見守りが必要なものについては福祉車両を使用する場合と同様に福祉有償運送として取扱います。ただし、運転協力者に介助の技能等に関する一定の資格・経験が求められそうです。

5 輸送対象者

対象者の定義を「人的か介助又は見守りといったものなしに単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない人」とすべきとされています。

その上で、あらかじめ登録した会員及びその介助者・付添い人で、会員が、

- ① 要介護認定を受けているもの、若しくは身障手帳の交付を受けているもので、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難なもの、又は
- ② 肢体不自由、内部障害（人工透析患者等）等を有するもの、介護保険法に基づく要支援者認定を受けている者であって、独立した歩行が困難なものであり、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難なものであると認定されたもの

としています。自家用車両を使用するNPOであっても、利用者利便の確保の観点から、福祉車両の対応も可能であることが求められます。

6 運転者の要件

NPO 等であっても普通二種免許の取得を基本としていますが、適切な講習等を受講していれば普通一種免許であっても引続き可能です。自家用車両等を使用する運転協力者については、人的介助や見守りが必要なため、ヘルパー資格等の受講が必要になりそうです。

9 運転管理・整備管理の体制

一定規模以上の車両をしようする団体においては、運転管理の責任者にある程度の知識・資格を求める必要があるとされています。整備管理についても最低限、法定点検を受ける必要があるとされています。

10 事故処理・苦情対応の体制

事故発生時の連絡体制や責任者が明確であること、苦情については、適切に記録し対応する体制になっていることが求められます。

11 損害賠償

対人 8000 万円以上、対物 200 万円以上の保険へ加入

12 輸送の対価の書面交付等

輸送の対価は営利を目的にするものではなく、運営協議会で協議が調っていることが前提。国への許可や届出は必要としないが、利用者に対して書面で交付する等の十分な説明が必要。高額な対価を得ている場合などには、変更命令が発動できるとしています。

13 タクシー営業類似行為の防止措置

団体名や登録した運行であることを車体に表示。また車内に運転協力者証等の掲示、登録証の写しの携行・表示等が求められます。

14 地方公共団体の役割

運営協議会の主宰のほか、登録団体の活用内容についてのフォローアップを行い、指導・助言を実施する役割を担う予定です。

15 事後チェック制度の導入による事故の再発防止と利用者保護

悪質な団体の排除と利用者保護のため、事後チェック体制を導入。必要に応じて監査を実施、違反があった場合には、行政処分・是正命令を行う予定です。移送の記録や運転記録、会員名簿、運転者名簿、点呼の記録、車両台帳等の保存が求められます。

■お知らせ■ 「助成財団センターの助成金応募ガイド」が発行

（財）助成財団センターから 2006 年版「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド」が 3 月 25 日に発行されました。ホームページ上（URL：www.jfc.or.jp）で決定課題及び助成対象者等の情報が公開され、「民間助成金ガイド」のページでピンポイント検索ができます。コピー資料による福祉分野助成金応募情報をご希望の方はお送りしますので全腎協事務局までご一報下さい。